

福岡市南区地域包括ケア推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 高齢者が、個人として尊重され、人生の最期まで住み慣れた地域で、自立した生活を安心して続けることができるよう、保健(予防)、医療、介護、生活支援、住まいが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指して、区における地域づくりや資源開発、多職種間のネットワーク構築、権利擁護等の推進を図るため、関係機関・団体及び行政等の代表者からなる南区地域包括ケア推進会議(以下「区推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 区推進会議は、次に掲げる事項を所掌し、区における地域包括ケアの推進に必要な検討、協議を行う。

- (1)地域の関係機関・団体等のネットワーク構築に関すること
- (2)高齢者地域支援会議や圏域連携会議では解決できない地域課題の抽出・検討に関すること
- (3)区の課題解決に必要な地域づくり・資源開発に関すること
- (4)区の課題解決に必要な政策形成に関すること
- (5)その他、区における地域包括ケアの推進に関し必要な事項

(組 織)

第3条 区推進会議の委員は、別表に掲げる関係団体及び関係機関の役職員等をもって構成する。

(任 期)

第4条 委員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、任期中であっても委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運 営)

第5条 区推進会議には、会長、副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、区推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 区推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、区推進会議の議長となる。

3 会長は必要に応じ、区推進会議に委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(部 会)

第7条 区推進会議は、必要に応じて次の部会(ワーキング会議)を設置する。

- (1)在宅医療・介護部会
- (2)権利擁護部会
- (3)生活支援・介護予防部会
- (4)その他、地域包括ケアの推進のために必要と認められるもの

2 原則として、各部会(ワーキング会議)の検討状況は、区推進会議へ報告する。

(会議の公開)

第8条 区推進会議は原則公開とする。ただし、会議における協議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認めるときは、この限りではない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(秘密保持義務)

第9条 会議を非公開とすることを決定したときは、委員及びその他会議に出席した者は、当該会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 区推進会議の事務局を南区保健福祉センター地域保健福祉課に置く。

(報 告)

第11条 事務局は、区推進会議で検討、協議された内容を、保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課に報告する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、区推進会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月23日から施行する。
- 2 最初の区推進会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、南区保健福祉センター所長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

別表

(順不同)

関係団体または関係機関の名称
南区医師会
南区民生委員児童委員協議会
南区歯科医師会
南区薬剤師会
南区自治組織協議会
南区校区社協会長会
南区健康推進連合会
南区シニアクラブ連合会
南区公民館館長会
福岡県介護支援専門員協会福岡支部地区南
福岡県弁護士会
福岡県司法書士会
福岡県社会福祉士会
福岡市老人福祉施設協議会
認知症の人と家族の会
南区訪問看護ステーション連絡協議会
南区ソーシャルワーカー連絡協議会
福岡県理学療法士会
福岡県看護協会
区推進会議 在宅医療・介護部会
区推進会議 権利擁護部会
区推進会議 生活支援・介護予防部会
福岡県警察本部南警察署
福岡市消防局南消防署
南区保健福祉センター

南区保健福祉センターにおける 高齢者の保健福祉に関する取組み

目 次

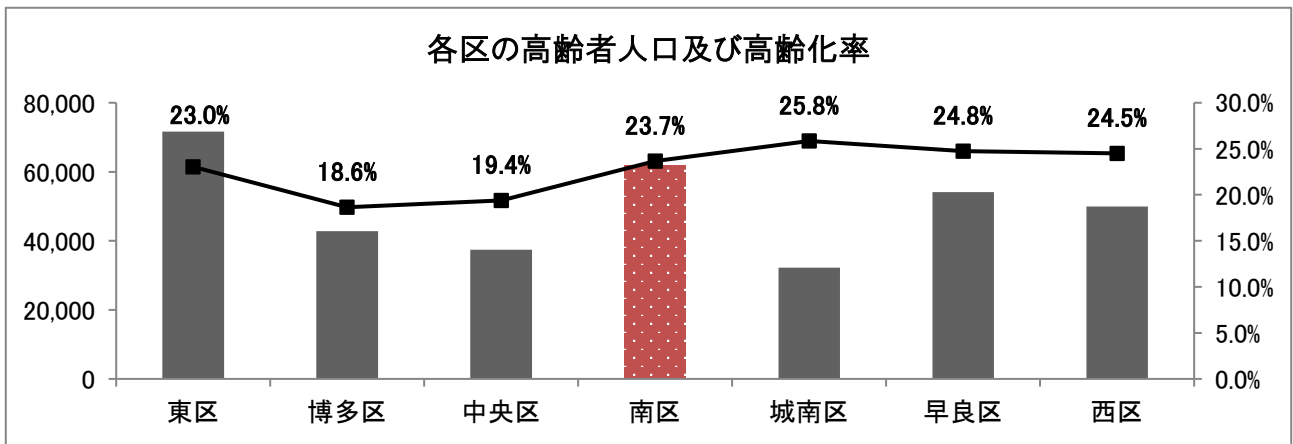
1	高齢者の概況.....	2
2	要介護(要支援)認定状況 ※第1号被保険者のみ.....	4
3	高齢者に関する総合相談支援.....	5
4	高齢者の権利擁護.....	6
5	認知症高齢者の支援体制.....	7
6	介護予防事業.....	9
7	地域の特性に応じた地域包括ケアの推進.....	10
8	南区高齢者福祉の実施状況.....	12

1 高齢者の概況

(1)福岡市の区別高齢者人口(日本人のみ)

(令和4年度末現在)

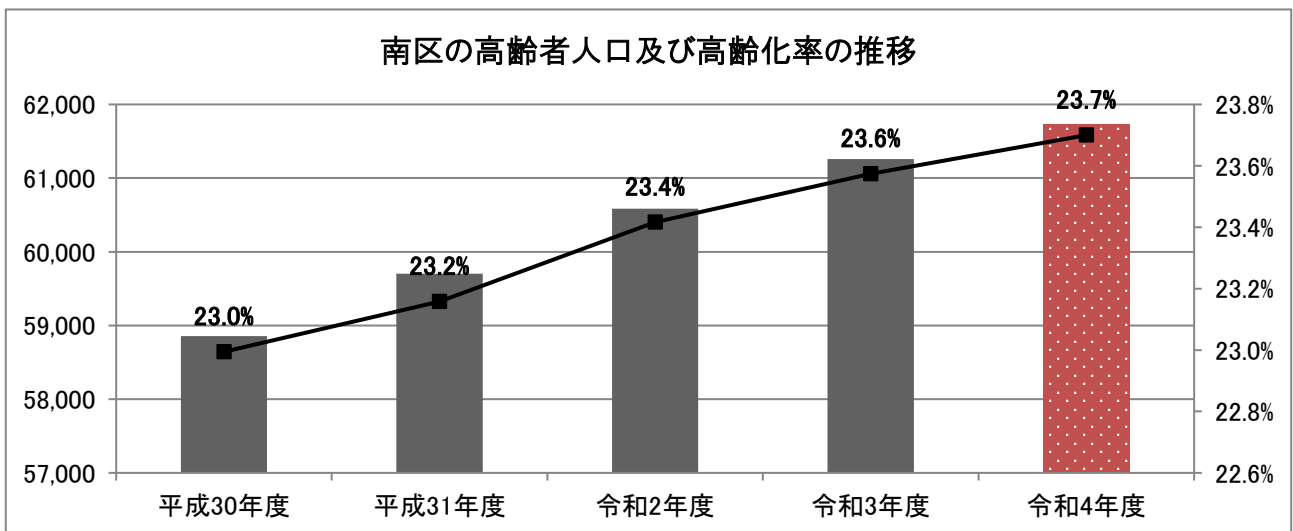
	福岡市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
総人口	1,541,912	311,001	229,705	192,960	260,892	124,700	218,713	203,941
高齢者人口	350,009	71,638	42,835	37,442	61,727	32,229	54,152	49,986
高齢化率	22.7%	23.0%	18.6%	19.4%	23.7%	25.8%	24.8%	24.5%



(2)南区の高齢者人口の推移(日本人のみ)

(各年度末現在)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
南区人口	255,949	247,798	258,721	259,853	260,892
高齢者人口	58,854	59,702	60,584	61,259	61,727
高齢化率	23.0%	23.2%	23.4%	23.6%	23.7%



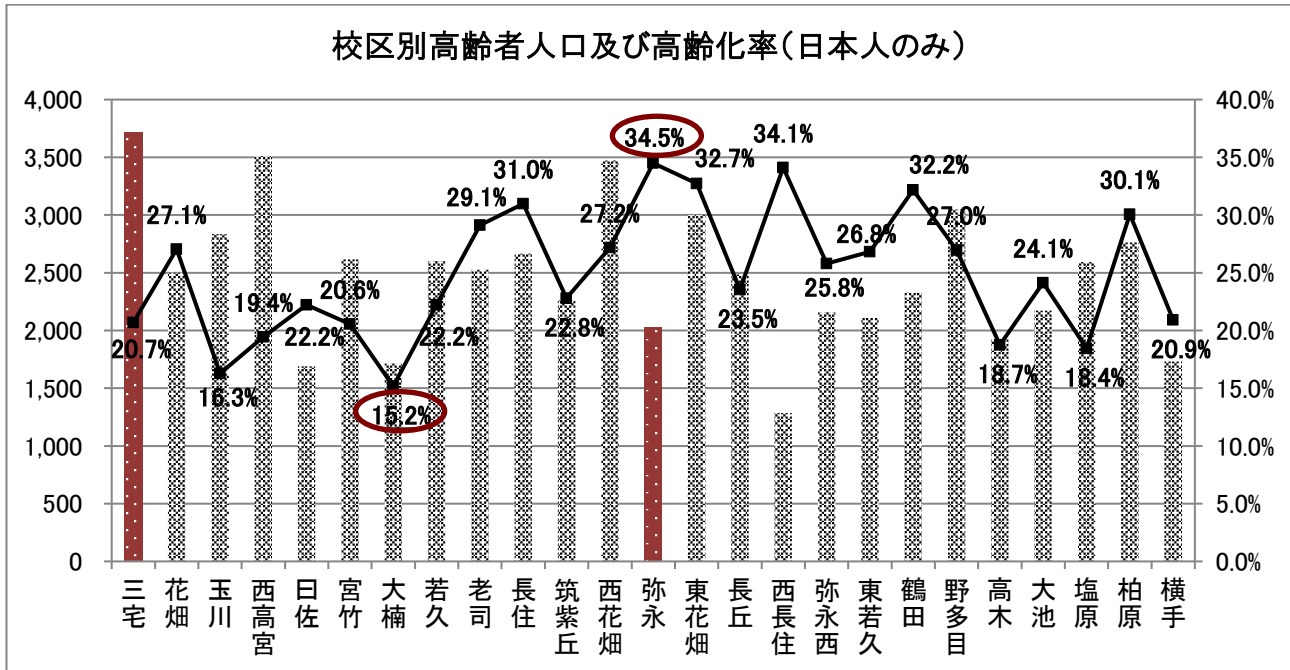
(3)南区の校区別高齢者人口(日本人のみ)

(令和4年度末現在)

	三宅	花畑	玉川	西高宮	臼佐	宮竹	大楠	若久	老司
総人口	17,952	9,238	17,419	18,048	7,605	12,719	11,307	11,700	8,684
高齢者人口	3,714	2,499	2,836	3,508	1,690	2,615	1,715	2,601	2,528
高齢化率	20.7%	27.1%	16.3%	19.4%	22.2%	20.6%	15.2%	22.2%	29.1%

	長住	筑紫丘	西花畑	弥永	東花畑	長丘	西長住	弥永西	東若久
総人口	8,603	9,925	12,770	5,885	9,163	10,552	3,765	8,368	7,860
高齢者人口	2,665	2,262	3,471	2,030	2,998	2,484	1,284	2,159	2,109
高齢化率	31.0%	22.8%	27.2%	34.5%	32.7%	23.5%	34.1%	25.8%	26.8%

	鶴田	野多目	高木	大池	塩原	柏原	横手
総人口	7,231	11,304	10,267	9,003	14,055	9,183	8,286
高齢者人口	2,326	3,049	1,924	2,173	2,593	2,762	1,732
高齢化率	32.2%	27.0%	18.7%	24.1%	18.4%	30.1%	20.9%

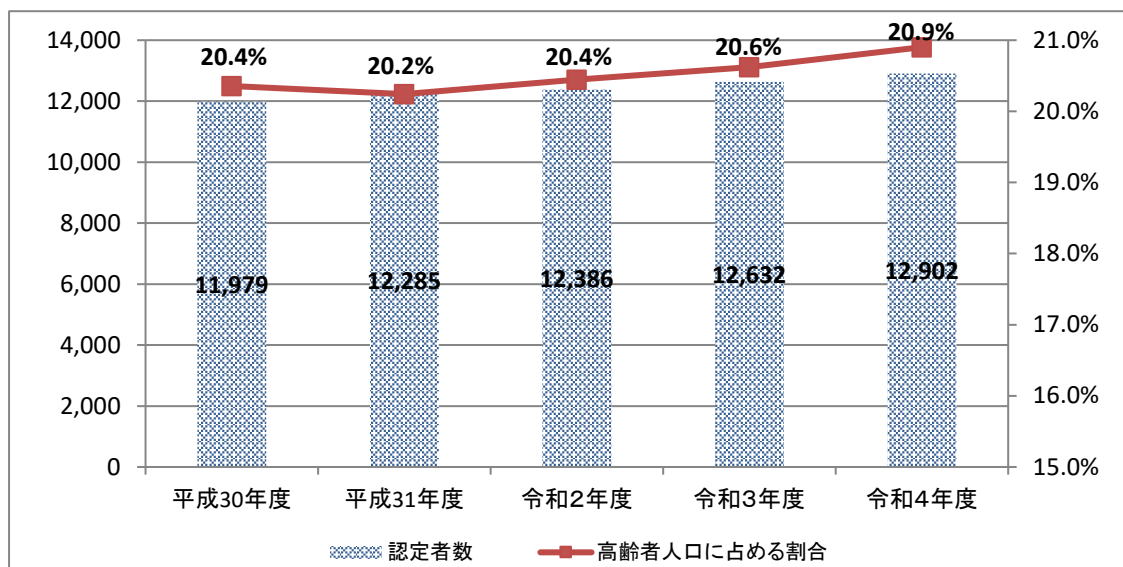


2 要介護(要支援)認定状況 ※第1号被保険者のみ

(1)南区の要介護(要支援)認定状況の推移

(各年度末現在)

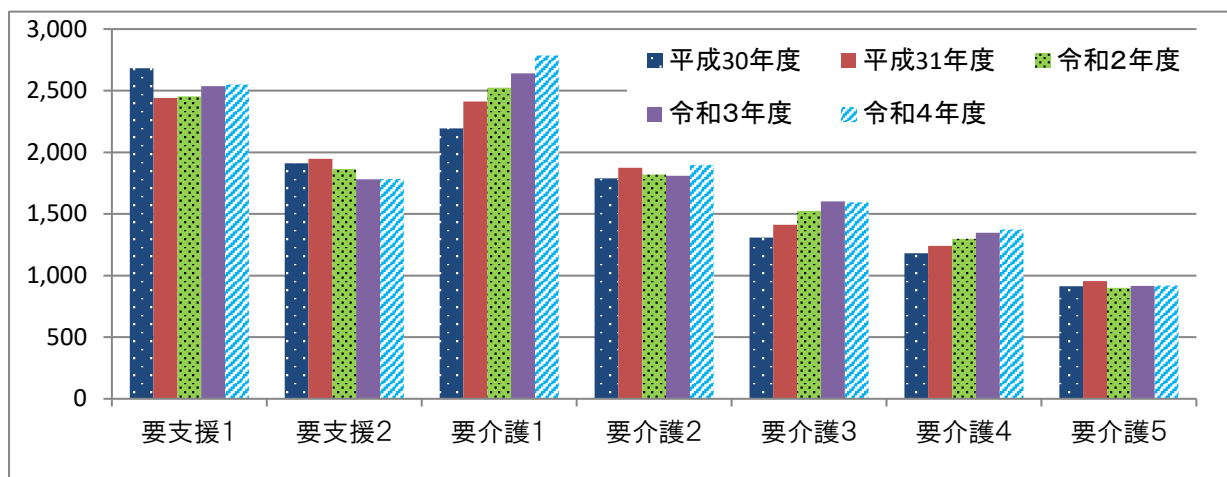
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者人口	58,854	59,702	60,584	61,259	61,727
認定者数	11,979	12,285	12,386	12,632	12,902
高齢者人口に占める割合	20.4%	20.2%	20.4%	20.6%	20.9%



(2)南区の要介護(要支援)別認定状況の推移

(各年度末現在)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要支援1	2,683	2,441	2,455	2,538	2,551
要支援2	1,911	1,948	1,863	1,781	1,783
要介護1	2,193	2,412	2,524	2,640	2,786
要介護2	1,788	1,874	1,821	1,809	1,899
要介護3	1,309	1,412	1,524	1,601	1,593
要介護4	1,182	1,242	1,298	1,347	1,372
要介護5	913	956	901	916	918
計	11,979	12,285	12,386	12,632	12,902

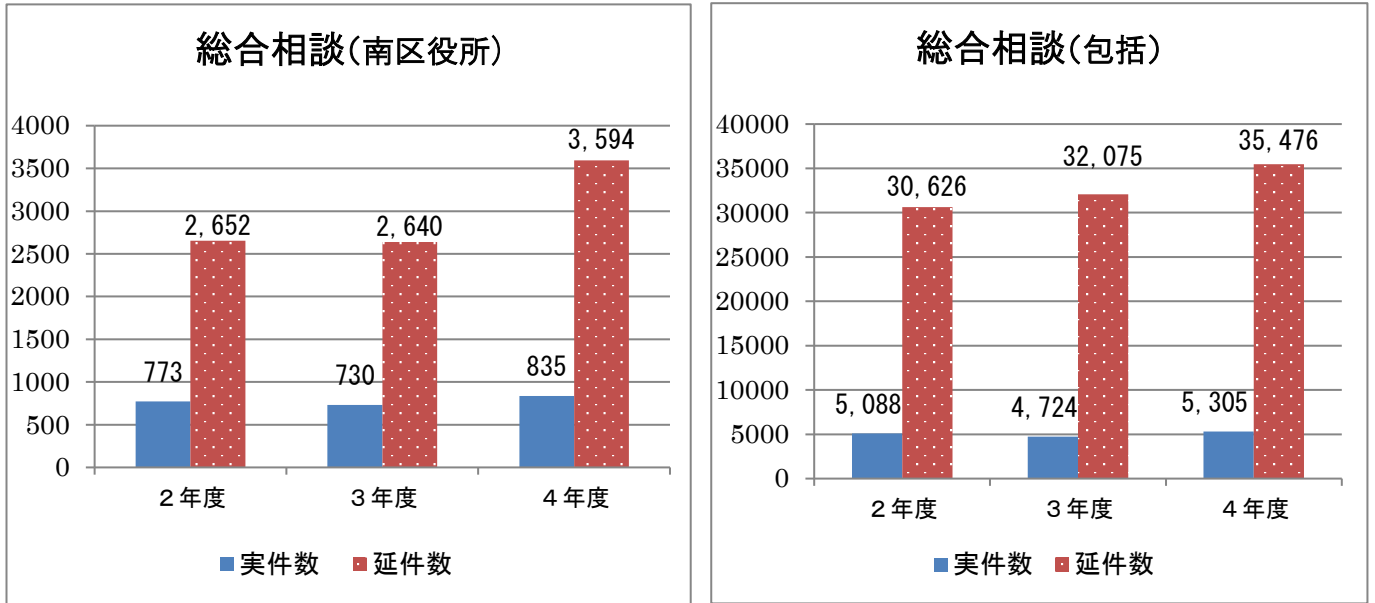


3 高齢者に関する総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の身体状況に適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活が続けられるよう、区及び地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)において支援する。

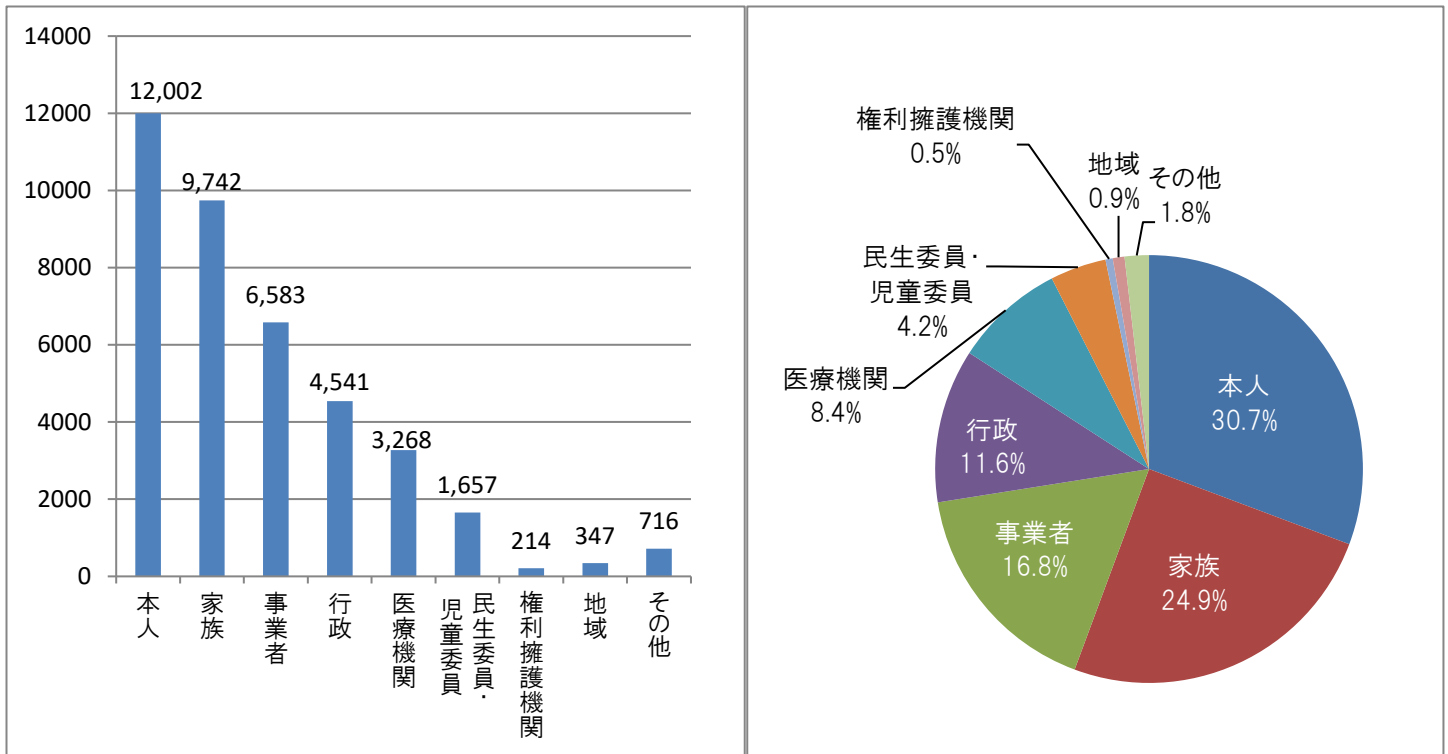
(1) 相談件数の推移

○南区および地域包括支援センター



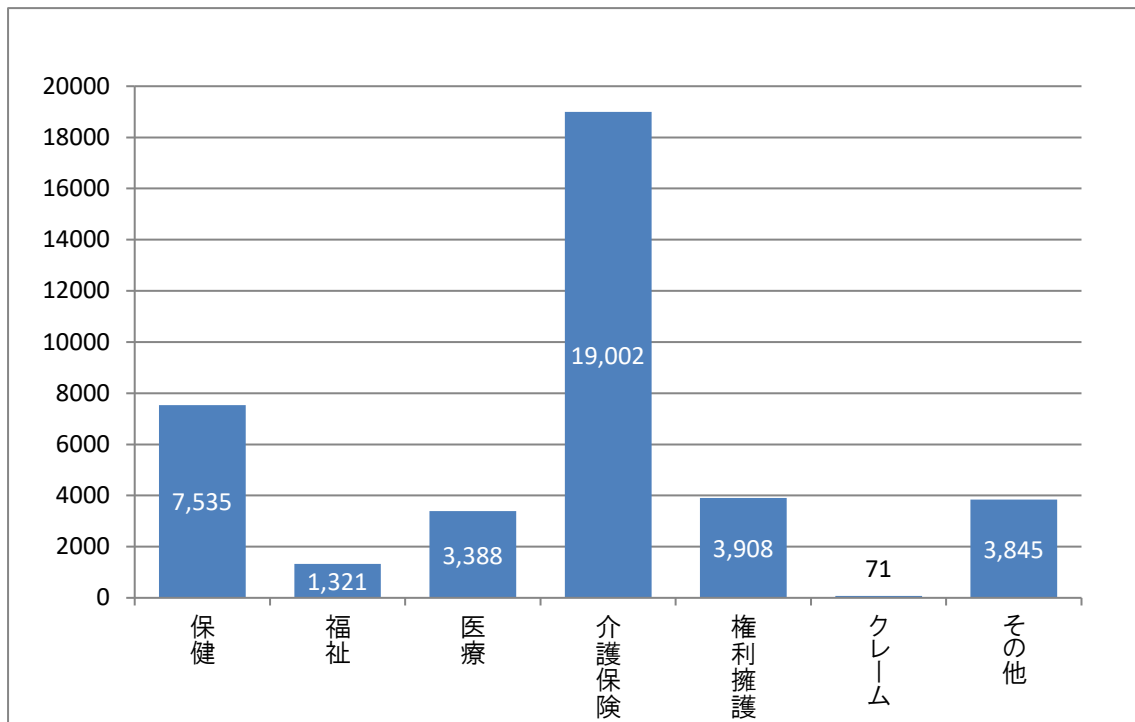
(2) 相談経路

○総合相談(令和4年度南区役所および包括の延件数 39,070 件の内訳)



(3)相談内容

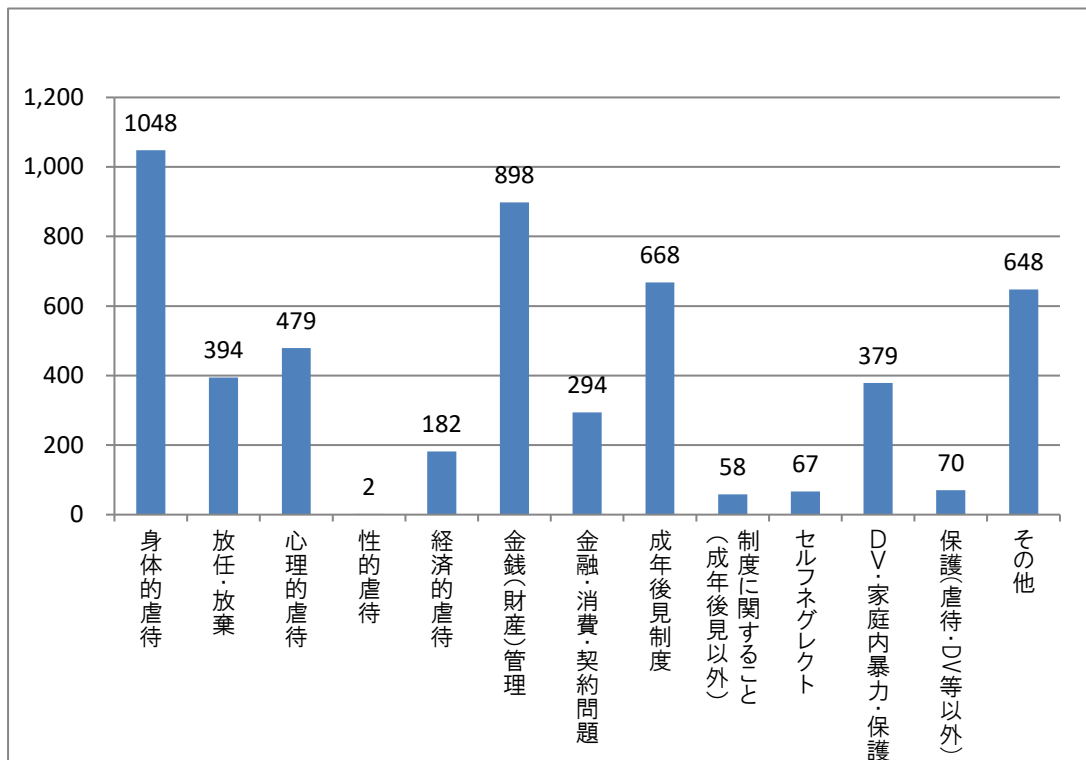
○第一主訴(令和4年度延件数:39,070 件の内訳)



4 高齢者の権利擁護

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して尊厳を保ちながら生活することができるよう、高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の活用促進など、高齢者の財産を守り、権利の行使を確保し、また、権利の侵害に対しては保護・支援を含めた権利擁護の総合的な取組みを実施する。

(1) 権利擁護に関する相談内容の内訳(令和4年度 3,908 件の内訳)



※1件の相談で複数の内容がある場合があるため、相談内容の内訳数合計は、3,908 件と一致しない。

(2) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者の支援をはかるため、特に必要があると認めるときは、老人福祉法第 32 条の規定に基づき、家庭裁判所に対し、市長による成年後見等の開始審判請求を行う。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	福岡市	南区	福岡市	南区	福岡市	南区
市長による審判請求	58 件	6 件	68 件	5 件	65 件	9 件
後見人報酬助成	33 件	6 件	36 件	3 件	59 件	6 件

5 認知症高齢者の支援体制

(1) 福岡市認知症の人の見守りネットワーク事業

① 登録制度

あらかじめ本人の写真、体格や特徴、緊急連絡先などの情報を登録することにより、登録者を警察が保護した場合、早期に身元を確認し、いち早く家族に連絡できる。登録者の情報は、警察・区保健福祉センター・地域包括支援センターで保管する。

② 捜してメール配信事業(登録制度と同時利用)

認知症の人の情報を事前に登録し、行方不明になった場合に、日常生活の中で可能な範囲で捜索に協力していただける「協力サポーター」「協力事業所」に行方不明情報をメールで配信し、早期発見・保護をはかる。

③ 検索システム(登録制度と同時利用) ※令和4年度からGPS端末機に変更

行方不明になるおそれのある認知症の人が携帯する「GPS 端末機(以下、端末)」を貸与。端末のボタンを長押しして、今どこにいるか分からなくなった場合に、自身の居場所を通知することができる。また、対象者の位置や移動履歴を確認することも可能。

南区利用者数		令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録制度利用者数		185 人	175 人	197 人
捜して メール	登録者数	161 人	158 人	186 人
	協力サポーター登録者数※	7,822 人	8,096 人	8,302 人
検索システム利用者数		12 人	9 人	12 人

※捜してメールの「協力サポーター登録者数」は、福岡市及び福岡都市圏の一部を含む全域の数値

(2) 一時保護事業

警察に保護された認知症高齢者のうち、老人福祉施設等における保護の要請があった場合、迅速かつ適切な保護を行うことで事故の防止をはかる。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護件数	福岡市	3 件	3 件	4 件
	南区	0 件	0 件	1 件

(3) 認知症介護者家族やすらぎ支援事業

認知症の人を自宅で介護する家族が、外出する時間帯、または介護疲れで休息が必要な時間帯に、認知症の介護知識を有するボランティア(やすらぎ支援員)が認知症の人の居宅を訪問し、認知症の人の見守り、話し相手、家族の相談に応じる。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用世帯数	福岡市	13 世帯	9 世帯	10 世帯
		213 回	115 回	249 回
	南区	1 世帯	1 世帯	0 世帯
		20 回	2 回	0 回

(4) 認知症高齢者の支援体制づくり

認知症に対する正しい知識の普及啓発や地域での見守り機能及び関係機関との連携を強化することで、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを促進する。

① 認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識を持ち、地域等において認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」を養成する。受講者は、地域住民・民生委員・町内会・ふれあいネットワーク・小学生・家族介護者など、多岐にわたっている。

・対 象: 地域住民等でおおむね 10 人以上のグループ

・内 容: 「認知症とは?」「認知症の人と接する時の心構え」等の講演、グループワーク

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	5 回	10 回	15 回
受講者数	169 人	448 人	496 人

② 認知症サポーターステップアップ講座

認知症の人の地域支援体制の充実と認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、認知症サポーター養成講座を修了した者が、復習を兼ねて学習する機会を設けている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	1 回		1 回
受講者数	22 人		16 人

③ ユマニチュード(R)講座(福祉局主催)

認知症の人が認知症とともに、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまち「認知症フレンドリーシティ」を目指して、認知症の知識やコミュニケーションケア技法ユマニチュードの普及に取り組んでいる。

＜南区における実施状況＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	5 回	1 回	1 回
受講者数	111 人	20 人	32 人

④ 認知症キャラバン・メイト連絡会議

認知症キャラバン・メイト(認知症サポーター養成講座の講師)同士の連携を強化するとともに、認知症サポーター養成講座の質の向上を図るための連絡会議を開催する。

開催日	主な内容	参加者数
9月27日	・南区の認知症サポーター養成講座の実施状況 ・講話「初めの一步をどうする？」 ・グループワーク	26人

⑤ 認知症ケアパス「福岡市認知症ハンドブック」等の普及(平成28年度から)

認知症ケアの普及・向上を図るため、認知症相談医、主任ケアマネジャー等へ福岡市が作成した福岡市認知症ハンドブック、早期診断に繋げるための啓発リーフレットを配布し活用依頼を行っている。

認知症ケアパス	認知症の人の生活機能低下の進行にあわせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示するもの
---------	--

6 介護予防事業

(1) 介護予防教室

自宅でできる運動を中心として、ロコモ予防や口腔体操、認知症予防の講話などをあわせた内容で「介護予防教室(委託事業)」を実施した。参加者が介護予防・健康づくりに取り組むことの楽しさや気軽さに気づき、教室終了後も自分たちで継続して介護予防に取り組むことができるよう、地域包括支援センターとともに支援を行った。(令和4年度実績:12開設 実91人, 延384人参加)

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、一部中止あり

(2) 生き生き講座, 認知症予防教室

高齢者の健康づくりや介護予防のため、保健福祉センターや身近な公民館、集会所等において運動機能向上や認知症予防、口腔、栄養に関する知識の普及啓発を行った。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
20年後の私!は自分でつくる 認知症予防教室	7回(70人)	11回(146人)	12回(179人)
生き生き講座	62回(1,041人)	66回(1,010人)	141回(2,316人)

(3) よかトレ実践ステーション(住民が主体で介護予防に取り組む場)の創出

介護予防におすすめの運動であるよかトレを実践している団体を「よかトレ実践ステーション」として認定するとともに、体操DVDの提供やコロナ禍おける活動方法、団体間交流などの情報提供を行った。また南区薬剤師会や公民館の協力により「施設版よかトレ実践ステーション」を拡大し、住民主体の通いの場として効果的な活用について取り組んでいる。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
よかトレ実践ステーション認定数	100団体	116団体	137団体
理学療法士、健康運動指導士派遣業務	派遣事業中止	派遣事業中止	5回(93人)

(4)訪問型介護予防事業

心身の状況により、通所型の介護予防教室等への参加が困難な方を対象に、訪問し生活機能の維持・向上をはかる。

7 地域の特性に応じた地域包括ケアの推進

超高齢社会の到来にあたり、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みとして、医療と介護の連携強化、高齢者地域支援事業及び南区独自の「地域の『きずな』づくり事業」を実施している。

またそれぞれの取り組みを行っていくうえで課題の抽出やネットワーク構築、地域づくりなどを旨し、区や地域包括支援センター主催で、地域ケア会議を区単位、概ね中学校区単位、小学校区単位、個別単位で開催した。

(1) 在宅医療介護連携の推進

在宅医療と介護に関する課題を共有し、解決策を検討するとともに、多職種間でお互いの役割理解や課題検討のため、情報交換会や研修会等を行った。

会議名、事業名等	回数等	内容等
福岡市南区地域包括ケア推進会議 在宅医療・介護部会	1回	・複合課題についての事例検討 ・救急搬送医療情報シートの活用促進のための「利用方法と記入のポイント」を作成
ACPの取り組み ①ケアマネに対する実態調査	22名 (19事業所)	南区内のケアマネに対し、ACPの理解と取り組みに関する実態調査を実施。ケアマネがACPについて考えるきっかけとすると共に、今後の取り組みに繋がるよう働きかけを行った。 ACPの第一段階である「健全な全ての成人・生や死を考える人」に向けた啓発の取り組みの第一歩として、いきいきセンター・ケアマネ・事業所ネットワークメンバー・校区担当保健師等向けに開催。
②「地域におけるACPについて」の基礎講座	1回	
同一業種の連絡会支援 ①南区ケアマネ会(ささえあいの会)	1回	①南区内で6グループに分かれて活動しているささえあいの会に対し、各グループ毎の研修会や圏域ケアマネ会へ参加し、いきいきセンターと共働して継続支援を実施。
②南区訪問看護ステーション連絡会	1回	②南区救急搬送医療情報シートの取り組みや福岡市社会資源情報ブックの電子版活用について周知啓発を実施。
③南区小規模多機能型居宅介護連絡会	1回	③エンディングノート、西区作成「私の思いまとめませんか」シートを活用しACP啓発・ネットワーク支援を実施。
④南区薬剤師会	1回	④南区薬剤師会主催の研修会(年1回)において、R4年度はいきいきセンターが参加し、交流・連携促進を目的にグループワーク形式の研修を実施。

医療・介護連携のための啓発 (圏域ケアマネ研修会・圏域連携会議・居宅支援事業所や医療機関への訪問)	119 事業所	・福岡市社会資源情報ブック(電子版) ・福岡市在宅医療パンフレット ・福岡市認知症啓発リーフレット ・エンディングノート ・西区作成「私の思いまとめませんか」シート ・南区救急搬送医療情報シート <div style="float: right; margin-left: 20px;"> } 等の 活用啓発 </div>
多職種連携研修会 (福岡市医師会への委託事業)	3回	複合課題につながるテーマで開催 ・第1回： 家族のケアをする子どもたち～ヤングケアラー～ ・第2回： 身寄りなし高齢者の退院支援 ・第3回： 老、病、死、喪失を受けとめ、助け合う～『コンパッション』に支えられたコミュニティをめざして～
市民啓発事業 (福岡市医師会への委託事業)	2回	ACP の取り組みとして、「もしバナゲームとエンディングノートで始める私の終活」(2回シリーズの講座)を実施
区認知症診療ネットワーク(南区医師会主催)との連携	1回	南区医師会が中心となり「認知症診療ネットワーク研修会」を開催(オンライン)。

(2) 高齢者地域支援事業, 地域の「きずな」づくり事業

① 「高齢者地域支援会議」を開催

原則、小学校区程度を単位とした地域と区や地域包括支援センター、区社協、医療・介護等事業所ネットワークなどの関係機関等を交え、高齢者に関する状況や課題について協議する「高齢者地域支援会議」を開催している。課題を抽出・明確化し、地域主体の課題解決に向けた取り組みにつなぎ、補完する役割を担っている。

② 地域の「きずな」づくり事業

○各圏域(校区)内の「医療・介護等事業所ネットワーク」活動を支援している。

・事業所ネットワークの連合体「南区いいともネット」内の交流を促し、意見交換会や圏域を超えた連携を目指す取組みを支援している。

・「医療・介護等事業所ネットワーク」の専門性を生かした活動と地域のニーズをつなぎ、各事業所ネットワークの活動支援を行う。

8 南区高齢者福祉の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
敬老祝品の支給	65 件	68 件	69 件
高齢者乗車券の交付(※)	27,776 件	26,358 件	26,629 件
緊急通報システム	811 件	862 件	903 件
声の訪問	110 件	111 件	110 件
日常生活用具給付	13 件	15 件	13 件
養護老人ホーム入所	60 件	62 件	63 件
あんしんショートステイ	411 件	434 件	469 件
住宅改造助成	24 件	15 件	19 件
おむつサービス	1,077 件	1,221 件	1,152 件
寝具洗濯乾燥消毒サービス	6 件	8 件	7 件
移送サービス	20 件	18 件	24 件

※高齢者乗車券については、当該年度に交付した件数(助成期間は10月1日～翌年9月30日)